

戦国時代の「すな原(砂原)」の古道

秦野 秀明

はじめに

黒田 基樹(二〇一三)(1)では、先行研究(2)で「足立郡内」に比定されていた「すな原(砂原)」を、「埼玉郡内」の現・越谷市砂原に比定した。

ゆえに本稿でも、黒田 基樹(二〇一三)(1)を引用し、すな原(砂原)を、「埼玉郡内」の現・越谷市砂原と比定した上で考察を開始する。

比定に使用された史料は、以下の2点である。

史料①

元龜四年(一五七三) 十二月十日付 北条家裁許朱印状写 『戦国遺文 北条氏編』(1)

史料②

天正五年(一五七七) 二月十日付 北条家裁許朱印状写 『戦国遺文 北条氏編』(1)

以上の2点の史料は、「風間 出羽守」の活動を伝える史料でもある。

史料①の内容は、

岩付領砂原村(越谷市)が風間の在宿によって迷惑していることを北条氏によって訴訟してきたのに対し、今後は風間を配置しないことを認めたもの。(1)

史料②の内容は、

砂原村の在郷被官岩付衆内田 孫四郎について、軍役二騎を務めるべきところ、一騎しか務めていないと、風間の同心渡辺 新三が北条氏に訴訟したことに対し、軍役規定の帳簿である「御前帳」にも、一騎のみであることから、風間の訴訟を却下したもの。(1)

史料①②の内容により、戦国時代の「すな原(砂原)」にはそれなりの規模の古道の存在があったことが推定可能であるが、戦国時代以降の「近世前期」に古道の存在を推定出来る史料等が存在するの否かを探ってみよう。

一・日光社参

『徳川実紀』(3)では、「近世前期」の慶安二年(一六四九)三月十六日の記事として以下の記載がある。

「又こたび御登山により御旅館を仰出さる。御旅館は千壽。越谷。岩槻。幸手。古河。石橋。宇都宮。大澤。今市。御憩息所は草香。末田。金室。杉戸。栗橋。友沼。間々田。小金井。横田。野澤。徳次郎なるべしとなり。(日記)」

以上に記載された「日光社参」の經由地に関する地名の中で

①宿泊地である「御旅館」として、「越谷(現・越谷市)」と「岩槻(現・さいたま市岩槻区)」の「2地名」

②休憩所である「御憩息所」として、「末田(現・さいたま市岩槻区)」の「1地名」

の「合計3地名」は、何れも「近世・埼玉郡」の地名である。また、慶安二年(一六四九)の時点では、河川改修やその他の要因により「利根川本流」ではなく、現在と同じ「元荒川」となっていた河川の「右岸側」の地名でもあり、「経路」に沿って「下流側」から記載すれば、「越谷・末田・岩槻」の順番である。

本稿の主題として扱う「すな原(砂原)」は、前記の「3地名」の内、越谷と末田の間に存在した村であるがゆえに、村内を「日光社参」に使用された古道が横断していたことが推定可能であり、本稿の目的である、戦国時代以降の「すな原(砂原)」に古道の存在を推定出来る史料として『徳川実紀』(3)を挙げる事が出来た。

結びにかえて

『徳川実紀』(3)の記載により、戦国時代以降の「近世前期」の「砂原村」に古道の存在を推定出来る史料の存在が判明したことから、本稿の主題である史料①②で記載された戦国時代の「すな原(砂原)」に古道が存在していた可能性もさらに高まったと云える。

尚、『新編武蔵風土記稿』に所収される「正保年中改訂図」(4)や「東京都公文書館」に収蔵される「正保武蔵国図」(5)には、当時存在した「越ヶ谷御殿」「越ヶ谷宿」から「砂原村」や「末田村」を経て「岩槻城」並びに「城下町」と続く古道がはっきりと描かれている。

注

- (1) 黒田 基樹(二〇一三)『北条氏年表 宗瑞氏綱氏康氏政氏直』高志書院 一三六〜一三八頁
- (2) 「永祿四年二月廿六日 太田資正書状(屋代文書)」 「すな原打明」 「後略」
(一八九三) 『岩槻市史 古代・中世資料編Ⅰ』岩槻市 三六七号
- (3) 「大猷院殿御実紀 第七十四 慶安二年三月」 『徳川実紀』
(一九七六) 『改訂増補 国史大系徳川実紀 第三篇』吉川弘文館 五八九頁
- (4) 「正保年中改訂図」 『新編武蔵風土記稿』卷之百九十九 埼玉郡之一
(復刻版 蘆田伊人編(一九六三)) 『新編武蔵風土記稿』第十卷 雄山閣 八〇・八一頁
- (5) 東京市役所編(一九九四) 『正保武蔵国図』 『東京市史稿 市街篇 第6』附録 復刻版 臨川書店

